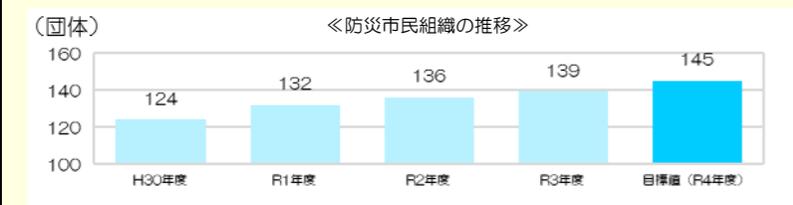


施策の方向

〇市内にいるすべての人の生命・身体・財産を災害の脅威から守るため、減災対策の充実、災害時の対応能力の強化及び復旧復興体制の整備について、自助・共助・公助の考えの下、個人、地域、事業者、行政のそれぞれの役割に応じた取組を推進します。

これまでの主な取組成果

〇地域の防災体制づくり
・防災市民組織については、結成支援の促進により、防災市民組織の団体数を139団体に拡充



・調布市避難行動要支援者避難支援プランに基づき、自治会やマンション管理組合等と協定を締結を推進
・令和元年台風第19号や新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた避難所開設訓練を実施
・浸水被害に対する事前の備えとして、止水板等設置工事等助成金交付事業を創設

〇災害情報システムの維持管理・充実
・災害時の迅速な情報伝達手段の確保に向けて、移動系・固定系の防災行政無線のデジタル方式への移行を計画的に実施

〇防災備蓄品の確保・充実
・災害対応資機材の充実に向け、非常用発電機やマンホールトイレの配備のほか、新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた避難所の備蓄品、資機材を充実

〇災害に強い都市基盤の整備
・震災時の緊急輸送道路としての機能を確保するため、特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を促進
・橋りょうの安全な維持管理のため、調布市橋りょう長寿命化計画に基づき、計画的な耐震補強・補強工事を実施したほか、下水道管路の耐震診断を継続し、耐震性の有無を確認した。
・令和元年台風第19号による浸水被害を踏まえ、ハード面の対策を検討・実施した。

〇災害時における広域的連携
・相互応援協定を締結している岐阜県岐阜市、富山県富山市岩手県遠野市と訓練を通じて、連携体制を強化

〇消防力の強化
・消火栓・防火貯水槽を計画的に整備したほか、消防団の円滑な運営を図るため、消防団員装備品等を充実

新たな対応課題、継続的な対応課題等

- 自助・共助の取組の推進による地域の防災体制づくり
- 避難行動要支援者支援の推進 □緊急医療救護体制の充実
- ☆感染症対策を踏まえた避難所運営及び備蓄品の確保
- ☆災害時における情報発信力の強化（情報発信手段の多重化）
- 特定緊急輸送道路沿道建築物・住宅の耐震化促進
- 受援応援体制の整備 ☆消防団員の安定的な確保
- 減災対策の推進・強化 ☆風水害への対策（令和元年台風第19号対応等）
- ☆気候変動を踏まえた水災害への対応（豪雨対策等）

次期計画4年間のポイント

〇災害の激甚化・頻発化や令和元年台風第19号の教訓を踏まえた防災・減災対策の強化に取り組む中で、自助の意識の一層の醸成を図りながら、共助、公助とも連携し、ソフト・ハード対策の充実を図る。
〇災害時における実践的な協力関係の構築に向け、災害時相互応援協定締結自治体との平常時から連携を図るほか、災害時における他団体などからの支援の受入れに関する体制整備を進める。
〇延焼遮断帯の形成、緊急輸送道路の機能確保、住宅の耐震化など防災都市づくりを進めるとともに、道路や橋りょう、下水道などのインフラマネジメントを計画的に進める。
〇流域全体のあらゆる関係者が協働して取り組む「流域治水」への転換と歩調を合わせ、多様な主体と協働し、ハード・ソフト両面からの総合的な治水対策を構築する。

基本的取組の内容

- ◇地域と市が協働した地域防災力の向上の取組
 - ・防災教育の日や総合防災訓練をはじめとした市が実施する訓練において地域の方々と市職員の協働の訓練の実施
 - ・地域で実施する訓練へ市職員が参加することにより地域の方々と顔の見える関係を構築
- ◇備蓄資機材の充実・活用による災害対応能力の向上
 - ・フェーズフリーやローリングストックの視点を取り入れた備蓄品の充実・確保
- ◇地域等と連携した要支援者支援体制の構築
 - ・避難行動要支援者避難支援プランの推進
 - ・それぞれの状況に応じた個別避難計画の作成
- ◇災害時における他団体などからの支援の受入れに関する体制整備
 - ・災害情報システムを活用した災害時における円滑な受援応援体制の構築

成果指標（現状値と目標値）

基本的取組	指標名	現行計画での基準値	次期計画での基準値	目標
01-1	災害が発生した際、避難する避難所や家族等との連絡方法を決めている市民の割合（上段：避難所、下段：連絡方法）	71.4% 60.5% (H30)	54.9% 60.6% (R3)	↗
	災害時の情報を入手することができる市民の割合	—	—	↗
	市の訓練に参加または訓練を実施した防災市民組織の割合	—	60.0% (R3)	↗
01-2	特定緊急輸送道路の沿道建築物（補助対象建築物）の耐震化率	40.8% (H29)	47.9% (R3)	↗
01-3	防火貯水槽の整備区域（区域）	391区域 (H29)	393区域 (R3)	—

01-1 防災体制の充実

- ◇自助・共助の取組の推進による地域の防災体制づくり
 - ・家具転倒防止対策や備蓄など家庭でできる備えの更なる啓発
 - ・市が実施する訓練に防災市民組織が参画する取組を推進
- ◇関係機関等との連携体制強化
 - ・民間事業者等との連携による災害時協定を活用した物資調達及び人員体制の構築
 - ・災害時の物資調達等を見据えた中距離圏域自治体との相互連携の構築
 - ・災害対応訓練での連携
- ◇避難所運営、避難指示等の円滑な実施に係るソフト対策の強化
 - ・要配慮者や女性などの視点を踏まえた適切な各種訓練の実施
 - ・感染症対策を踏まえた避難所運営の検証や訓練の実施
- ◇情報伝達能力の向上
 - ・世代間の情報格差に留意した情報伝達手段の多重化、デジタルデバイド対策
 - ・避難所の混雑状況の見える化に向けた避難所情報システムの整備
- ◇災害時医療救護体制の充実
 - ・医師会等との関係団体との訓練の実施

01-2 災害に強い都市基盤の整備

- ◆雨に強い都市基盤の整備
 - ・雨水管理総合計画の策定
 - ・雨水貯留浸透施設の設置の推進
- ◇下水道管路の耐震化の推進
 - ・下水道管路の耐震診断の継続、老朽化対策と組み合わせた耐震化の推進
- ◇骨格となる都市基盤の整備
 - ・都市計画道路などの都市基盤の整備
- ◇特定緊急輸送道路の沿道建築物の耐震化
 - ・震災時における復旧・復興の輸送経路となる特定緊急輸送道路に面した沿道建築物の耐震化促進

01-3 消防力の強化

- ◇消防団の円滑な運営と対応能力の向上
 - ・消防団の円滑な運営を図るため、処遇の改善等の取組による消防団員の確保に努めるとともに、消防団装備品等の充実
 - ・消防団の認知向上や若年層に向けた広報活動などの実施

4つの施策推進、成果向上の視点

デジタル技術の活用	DIS等災害情報システムを活用した受援応援体制の構築、デジタル技術活用による避難所の混雑状況の可視化及び備蓄品の最適化、情報発信手段の多重化（デジタルデバイド対策を含む）
共創のまちづくり	防災市民組織などによる防災訓練の充実などの取組支援、地域の多様な主体と連携した避難行動要支援者への支援体制の確保、市民への災害時の情報伝達、企業を含む協定団体等との連携による災害対応能力の強化
脱炭素社会の実現	ローリングストックの視点を踏まえた備蓄品のフードロスの取組、災害時にも活用可能な電気自動車の導入による排気ガスの削減
フェーズフリー	フェーズフリーの視点を踏まえた、防災備蓄品の効率的な配備、平時利用の施設や物品について災害時への転用、災害時情報伝達手段の整備

施策の方向

○市民一人一人の身近な犯罪に対する防犯意識の向上と防犯行動の促進，地域ボランティアによる防犯活動の促進，市民，地域，事業者，警察，行政の連携による防犯体制を推進することにより，市民が安心して生活することができる犯罪のないまちづくりを目指します。

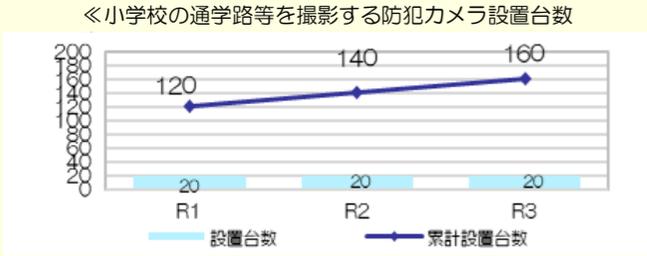
これまでの主な取組成果

- 地域防犯パトロールの支援**
 - ・地域における防犯まちづくりを進めるため，防犯パトロール用品の貸与により，地域の自主防犯活動を支援
 - 主な貸与品：防犯ベスト，防犯ブザー付防滴ライト，赤色灯，防犯笛，自転車かごプレート，防犯キャップ など
 - ・地域の安全は地域で守る自主的な取組として，愛犬との散歩の時間を活用した「わんわんパトロール」を実施
 - 主な貸与品：トートバック，バンダナ，わんパトスウィングボーン等



- 市民の財産を狙う特殊詐欺対策の推進**
 - ・東京都・調布警察署と連携しながら，平成27年度から自動通話録音機の貸出事業を実施（令和4年度9月末までの累計3346台）
 - ・市報やホームページをはじめ，調布市防災・安全情報メール，ツイッターなど様々な広報媒体を活用して啓発活動を実施

- 犯罪が発生しにくい環境整備**
 - ・青色回転灯を装着した車両による防犯パトロールをはじめ，下校する児童・生徒の安全を守るため，小・中学校や児童館などの施設や通学路を重点にパトロールを実施。また，夜間において，侵入窃盗，放火，ひったくり，車上狙いなどの犯罪被害を防ぐため，市内全域の防犯パトロールを実施
 - ・平成27年度から全小学校の通学路に，計画的に防犯カメラを設置（令和3年度末時点160台）
 - また，自治会や商店街に対しては，補助金を活用しながら段階的に防犯カメラを設置・更新



- ・各小学校PTA等と連携し，「こどもの家」の普及啓発を実施



次期計画4年間のポイント

○誰もが安心して暮らせる地域社会の実現を目指し，市民一人一人の防犯意識の向上や自主防犯活動の促進を図る。
 ○特殊詐欺の被害防止に向け，引き続き，調布警察署等と連携しながら，様々な媒体を通じて詐欺被害の最新の傾向と対策の周知啓発に努めるとともに，関係機関と連携した被害防止対策に取り組む。
 ○犯罪の少ないまちを目指し，防犯カメラ等の防犯設備を有効活用した防犯環境の整備のほか，市民，地域，事業者，警察，行政の連携による防犯体制を推進する。
 ○子どもの安全・安心確保のため，防犯パトロール等の取組を継続するとともに，防犯教育の推進を図る。

成果指標（現状値と目標値）

基本的取組	指標名	現行計画での基準値	次期計画での基準値	目標
02-1	治安の面で自分の住んでいる地域が安心して暮らせると感じている市民の割合	83.3% (H30)	83.2% (R3)	↗
02-2	市内刑法犯認知件数（暦年）	1721件 (H30)	984件 (R3)	↘
	街頭防犯カメラの設置・維持管理・運用等補助団体数	—	12団体 (R4)	↗

基本的取組の内容

02-1 身近に潜む犯罪リスクに対する防犯意識向上と防犯活動の推進

- ◇**市民一人一人の防犯意識の向上**
 - ・犯罪に関する情報を各種広報媒体を通じて発信するとともに，出前講座等を活用し，防犯意識の向上を図る。
 - ・振り込め詐欺をはじめとする特殊詐欺の被害防止に向けて，調布警察署及び関係機関と連携した広報啓発活動等の継続・拡充

- ◇**地域防犯活動への支援**
 - ・防犯パトロール支援用品の貸与をはじめ，防犯意識啓発グッズの配布
 - ・防犯ボランティア保険の加入補助
 - ・地域での活動に関する周知や活動のサポートを行うとともに，ボランティア等の登録者の拡充を図る。

- ◇**防犯教育の推進**
 - ・小中学校のセーフティ教室，児童館の防犯教室の実施など，子どもたちの犯罪教育に取り組み，犯罪被害防止を図る。

02-2 犯罪抑止対策の推進

- ◇**安全・安心パトロール事業の実施**
 - ・市独自の安全・安心パトロールの実施により，市内の犯罪抑止に引き続き努める。
 - ・効果的なパトロール地域の選定や市民からのパトロール要請等を踏まえて，重点警戒を実施するなど，実効性の高い取組を推進する。

- ◇**犯罪が発生しにくいまちへの環境づくり**
 - ・自治会，商店街が設置する防犯カメラの設置促進を継続するとともに，市が設置・管理する街頭防犯カメラについて，計画的な運用を行う。
 - ・自動通話録音機の更なる普及を目指し，創意工夫のうえ，様々な機会を通じて貸出事業を広報するなど，件数の増加を図り，特殊詐欺被害の防止につなげる。

新たな対応課題，継続的な対応課題等

- 地域との協働による防犯活動の推進
- 市民の財産を狙う特殊詐欺被害の防止
- 子どもの安全・安心確保の取組
- 犯罪抑止につながる街頭防犯カメラの設置

4つの施策推進，成果向上の視点

デジタル技術の活用	犯罪発生情報や防災対策情報の発信
共創のまちづくり	警察署や関係各所と連携した防犯キャンペーン等の実施，市民，地域，事業者，警察，行政の連携による防犯体制づくりの推進，特殊詐欺被害の未然防止
脱炭素社会の実現	安全・安心パトロールで使用する自動車の環境配慮型車輛の使用促進
フェーズフリー	フェーズフリーの視点を踏まえた防犯対策グッズや青色防犯パトロール車輛などの災害時の有効活用

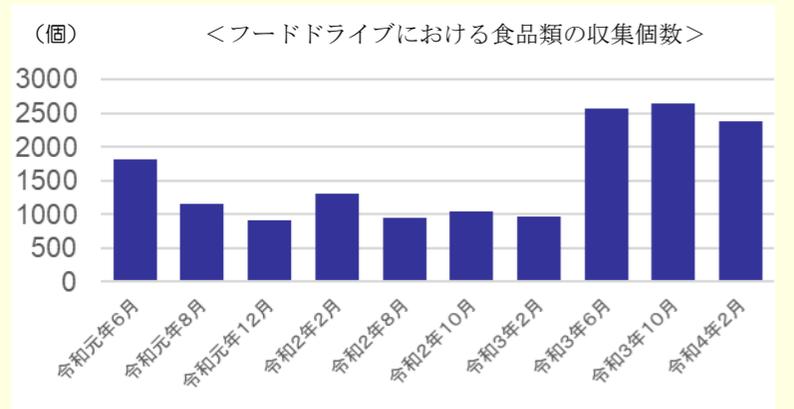
施策の方向

○市民が、自らの自覚と判断により消費者トラブルから身を守り、安心して生活できる消費者となるよう消費者啓発の充実を図ります。また、消費者トラブルに巻き込まれた市民に対して的確に対応できるよう相談員のスキルアップや相談体制の更なる充実を図ります。

これまでの主な取組成果

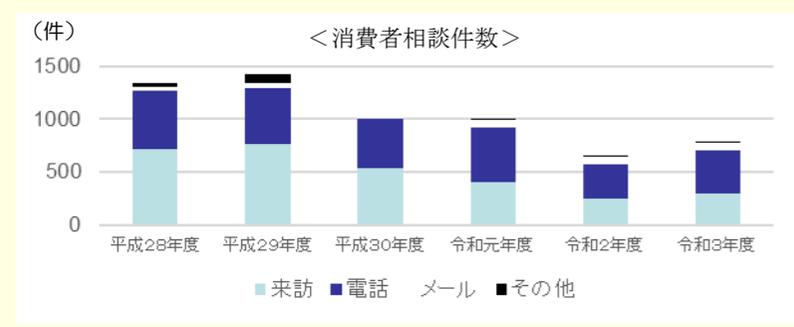
○消費者啓発事業の充実

- ・幅広い年代に向けた講座を開催し、消費者啓発を実施
- ・消費者トラブルの情報提供について、市報にコラム「生活ひとくちメモ」を掲載したほか、市ホームページ、調布エフエム等で消費者被害の注意喚起を定期的実施
- ・令和4年4月からの成年年齢引き下げを見据え、市内の高校や大学において、若者が消費者トラブルに巻き込まれることがないよう、啓発を実施
- ・食品ロスの削減に向け、消費者団体連合会や市内事業者等と連携しながらフードドライブを開催し、消費者への意識啓発を図るとともに、集まった食品を市内の福祉施設等へ提供



○消費者相談の充実

- ・専門の相談員を配置した消費生活センターにおいて、消費者トラブルに巻き込まれた市民の相談に応じるとともに、問題解決に向けて必要なサービスにつなげることができるよう、関係機関等との連携を図りながら、相談支援体制を充実



新たな対応課題、継続的な対応課題等

- 消費者相談の充実
- 消費者啓発の充実

次期計画4年間のポイント

- 消費者トラブルが悪質化・巧妙化している中で、常に最新の消費トラブル等の情報把握に努めながら、東京都消費者生活基本計画の3つの視点を踏まえた取組を推進する。
- 令和4年4月から成年年齢が引き下げられたことから、教育機関との連携を図りながら、青少年・若者への消費者教育を強化していく。
- 食品ロス削減推進法、国の方針、都の計画等を踏まえた食品ロス削減に向けた取組の推進

成果指標（現状値と目標値）

基本的取組	指標名	現行計画での基準値	次期計画での基準値	目標
03-1	消費啓発事業への参加者数	4670人 (H29)	860人 (R3)	↗
03-2	消費者相談における自主交渉率	78.1% (H29)	79.6% (R3)	↗

基本的取組の内容

03-1 消費啓発事業の充実

- ◇市民生活に役立つ消費者情報の提供
 - ・様々な媒体を活用した迅速で正確な消費者情報の提供
- ◇環境に配慮した消費者行動の普及啓発
 - ・消費者団体連合会、社会福祉協議会、事業者等と連携したフードドライブの実施や食品ロス削減の推進

- ◇多様な主体と連携した消費者教育の充実
 - ・小冊子「生活ひとくちメモ」の配布
 - ・出前講座の実施
 - ・青少年・若者に向けた消費者啓発



<生活ひとくちメモ>

03-2 消費者相談の充実

- ◆誰もが安心して相談しやすい環境の整備
 - ・相談員のスキル向上
 - ・相談窓口を周知し、気軽に相談できる環境を整備
 - ・消費者トラブルに巻き込まれた市民に対して的確に対応できる充実した相談支援体制を構築

- ◇消費者トラブルの早期発見と支援
 - ・消費生活センター条例に基づく消費者相談事業
 - ・高齢者の消費者被害防止のため見守り部署との連携充実



4つの施策推進、成果向上の視点

デジタル技術の活用	—
共創のまちづくり	事業者や関係団体と連携した食品ロス削減の取組
脱炭素社会の実現	事業者や関係団体と連携した食品ロス削減の取組
フェーズフリー	フードドライブと、災害用備蓄食品等のローリングストックの取組との連携

施策の方向

○子どもが健やかに成長し、だれもが安心して子どもを産み育てることができ、子育てを楽しめることができるよう、子育て支援サービスの充実を図るとともに、地域全体で支援し、子育てしやすいまちづくりを推進します。

これまでの主な取組成果

【妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援】

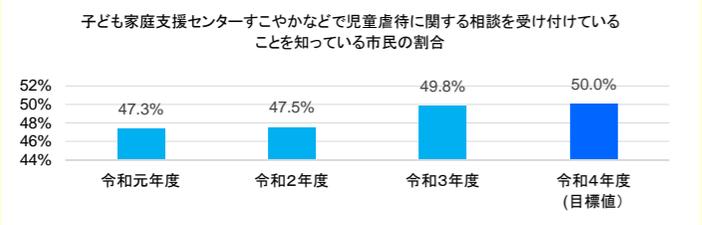
・義務教育就学児医療費助成
小学校1～6年生までの所得制限を撤廃(R元.10月)

【子どもの健やかな成長の支援】

・調布っ子応援プロジェクト
新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、子育て家庭と子どもたちの健やかな成長を支援するとともに、市内事業者への支援につなげるために実施

＜調布っ子応援プロジェクト概要＞

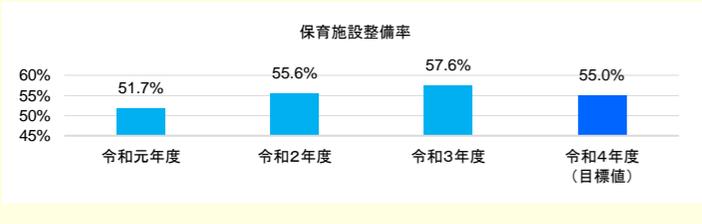
事業名	時期	支援内容	対象人数
第1弾	R2.5～7月	商品券	約30850人
第2弾	R2.6月	米	約3150人
第2弾	R2.7～9月	現金	約2300人
第3弾	R3.8～10月	商品券	約38300人
第4弾	R4.3～5月	商品券	約39400人



・待機児童対策の推進
令和元年度から3年度までに、認可保育園4園を誘致・開設し、435人の定員を拡大

・学童クラブ施設の整備
令和元年度から3年度までに、既存の学童クラブでは受入れが困難な障害児が利用できる学童クラブを含む学童クラブ3箇所を開設し、95人の定員を拡大

【まちづくり指標】



次期計画4年間のポイント

- 次期調布っ子すこやかプラン(令和7～11年度)を策定する。
- 保育園待機児童、学童クラブ入会保留児童対策を始めとした多様な保育ニーズへの対応を図る。
- 母子保健施策と子育て支援施策との連携による妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援体制の充実を図る。
- こども家庭庁の創設に伴い、国等の動向を注視するとともに、市としての対応を検討する。
- 児童虐待の予防と早期発見、虐待を受けた子どもの支援・ケア体制を整える。
- ひとり親家庭等に対し、様々な相談や就労支援、学習支援を始めとする経済的な支援を行う。
- 公立保育園における民間活力の活用を推進する。

成果指標(現状値と目標値)

基本的取組	指標名	現行計画での基準値	次期計画での基準値	目標
04-1	子育て支援サービスに満足している市民の割合	59.4 (H30)	68.3% (R3)	↗
04-2	すこやかなどで児童虐待に関する相談を受け付けていることを知っている市民の割合	37.6% (H30)	49.8% (R3)	↗
04-3	学童クラブ定員数	-	2,370人 (R4年4月1日時点)	↗

基本的取組の内容

04-1 妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援

<p>◇調布市子ども条例及び調布っ子すこやかプランに基づく支援の推進</p> <p>・調布っ子すこやかプランにより、地域全体で子どもの育ちを支援する。</p>	<p>◇学習・交流の場の充実</p> <p>・保護者が子育てに関して学習・交流できる場の提供を行う。</p>	<p>◇子育て家庭の経済的支援</p> <p>・乳幼児、義務教育就学児、高校生に対する医療費助成の実施、幼児教育・保育の無償化への対応、児童手当の支給等を行う。</p>	<p>◇母子保健の推進</p> <p>・出産前後の健康診断や相談、訪問、予防接種等の実施を行い、子どもの健やかな成長を支援する。</p>
<p>◇子ども家庭支援センターすこやかを中心とした子育て支援</p> <p>・保護者が安心して子育てができるよう、相談や一時預かりなどの各種事業を行う。</p>	<p>◇ひとり親家庭等への支援</p> <p>・ひとり親家庭等への経済的支援をはじめ、学習支援、就労支援など自立に向けた取組を行う。</p>	<p>◇子どもの貧困対策の推進</p> <p>・困難を抱える子どもを対象に、進学や就職につなげるため、学習支援や相談・生活支援を行う。</p>	<p>◇児童館子育てひろば事業の実施</p> <p>・児童館における子育てひろば事業を通して、地域における子育て家庭の不安解消と子どもの健全な成長を支援する。</p>

04-2 子どもの健やかな成長の支援

<p>◇子どもの虐待防止の対策</p> <p>・児童虐待防止センターを中心に関係機関と連携し、児童虐待の予防と早期発見、虐待を受けた子どもの支援・ケア体制を整える。</p>	<p>◆ヤングケアラーへの対応</p> <p>・関係部署と連携して、実態を把握するとともに、支援につなげる。</p>	<p>◇子どもの発達への支援</p> <p>・発達の遅れやかたより等のある子どもに対して、関係機関と連携しながら、子どもの健やかな成長を支援する。</p>
--	--	---

04-3 保育サービスの充実

<p>◇保育の質の維持・向上</p> <p>・市内の子育て支援関連施設等と連携し、多様な保育サービスの提供や保育の質の維持・向上を図る。</p>	<p>◇学童クラブの入会保留児童対策の推進</p> <p>・学童クラブの整備及び総合的な放課後児童対策に取り組む。</p>	<p>◇保育園待機児童対策の推進</p> <p>・既存施設の活用を中心とした計画的な待機児童対策に取り組む。</p>
--	---	--

4つの施策推進、成果向上の視点

デジタル技術の活用	マイナポータルの子育てワンストップサービス(ぴったりサービス)、学童クラブ申請、保護者連絡用ツール
共創のまちづくり	地域子育て支援拠点事業の推進
脱炭素社会の実現	自然と触れ合う事業の推進、SDGs教育の推進
フェーズフリー	フェーズフリー教育の充実、保育園や児童館、学童等の施設設備のフェーズフリー対応

新たな対応課題、継続的な対応課題等

- ★ こども家庭庁創設に伴う対応(こども家庭センター)
- ★ ヤングケアラーへの対応
- 児童虐待の未然防止と早期発見
- 妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援
- 子どもの貧困対策
- 学童クラブの整備・定員拡大
- 公立保育園における民間活力活用の推進

施策の方向

○次代を担う子どもたちが、それぞれの個性を伸ばし、主体的に考え、生きる力をはぐくむための機会を推進するとともに、支援を必要とする子ども一人一人に応じた学びと成長を促します。また、そのために必要な環境を整えます。

これまでの主な取組成果

- 豊かな心の育成**
 - ・オンラインの活用など工夫を凝らし、より多様な教育活動を展開することで、コロナ禍においても豊かな心の育成を推進
- 確かな学力の育成**
 - ・「調布市立学校における持続的な学校運営のための感染症予防ガイドライン（新型コロナウイルス感染症）」に基づき、オリバラ教育を含め、でき得る教育活動を実施することで、学ぶ機会を保障
 - ・GIGAスクール構想に適切に対応し、児童・生徒1人1台に端末を整備し活用を図ったほか、各種教室におけるICT環境の整備や学校のニーズに応じたきめ細かな支援によりICT教育を推進
- 健やかな体の育成**
 - ・体育の授業や運動部活動等は、コロナ禍による活動制限がある中でも工夫して実施したほか、児童・生徒が運動に触れる機会を提供するため、ジュニア陸上体験教室や陸上の出前授業など、様々な取組を実施
- 個に応じたきめ細かな支援**
 - ・スクールサポーター等の人的配置や、個別的教育支援計画・個別指導計画の作成により、特別支援教育を推進
 - ・不登校児童・生徒への支援として、既存事業の継続だけでなく、訪問支援事業を新たに開始し、支援を充実
- 魅力ある学校づくりの推進**
 - ・魅力ある学校づくりの推進として、まちづくり指標である地域学校協働本部の全校設置が完了し、更に発展させるためコミュニティ・スクールの導入の検討を開始
 - ・「調布市立学校における働き方改革プラン」に基づき取組を展開し、魅力ある学校づくりを着実に推進
- 安全・安心な学校づくりの推進**
 - ・食物アレルギー対応の推進や、防災教育の日における「命」の授業による児童・生徒への自助・共助意識の醸成、通学路における防犯カメラの増設などを実施
- 学校施設整備の推進**
 - ・学校の施設整備を推進するため、児童・生徒の増加に伴う整備や、計画的な維持保全を実施
 - ・市立全小・中学校への体育館の空調設備の整備、若葉小学校・第四中学校・図書館若葉分館の一体型施設整備について、基本構想を策定

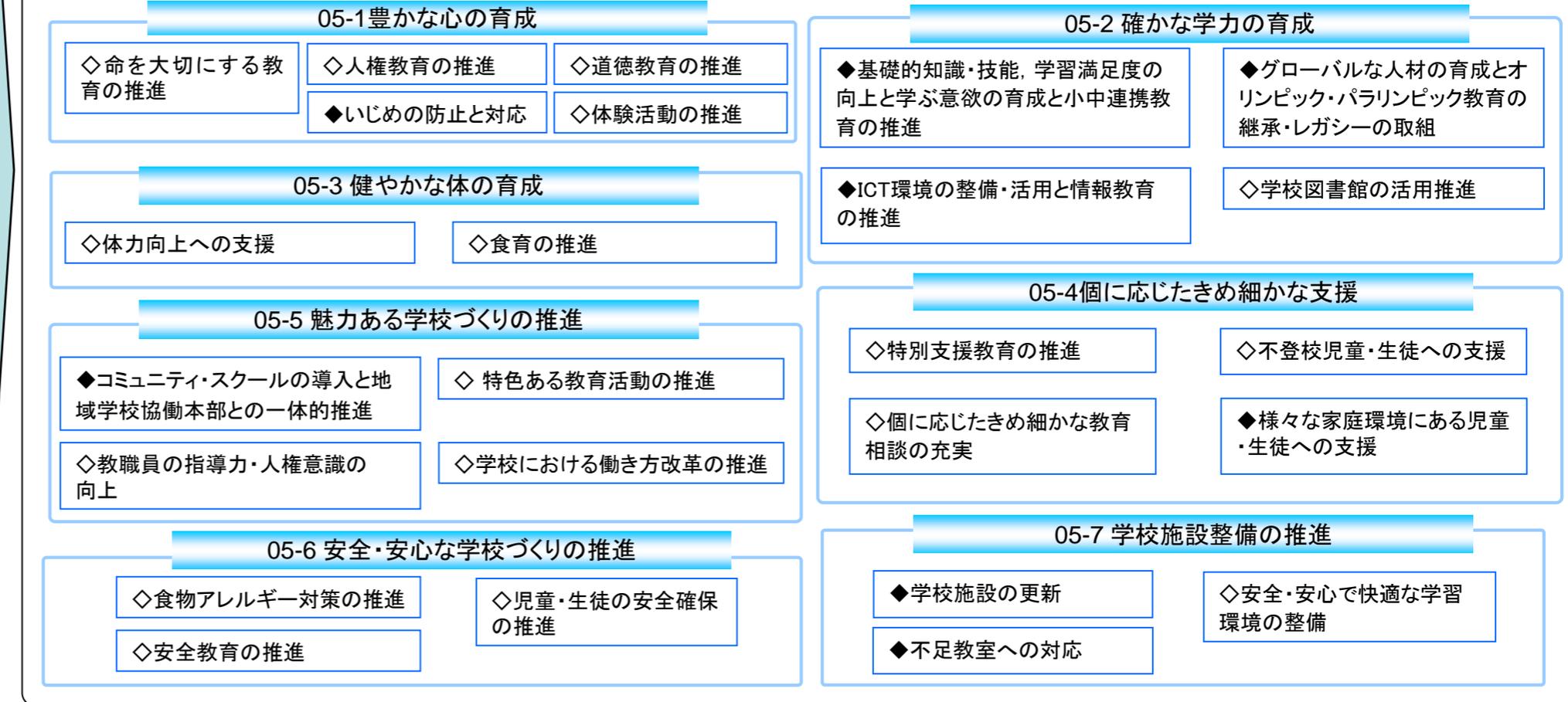
次期計画4年間のポイント

- GIGAスクール構想の実現に向け、ICT教育を推進する。
- 学校運営協議会(コミュニティ・スクール)の計画的な導入を進める。
- 小学校教科担任制導入に伴う教員数の適正な管理に努める。
- 調布市立学校における働き方改革プランを推進する。
- 不登校児童・生徒への支援として、中学校適応指導教室の設置に向け、検討を進める。また、スクールカウンセラーの市立小・中学校全校及びはしうち教室への配置を継続するとともに、スクールソーシャルワーカーについても段階的に配置を進める。
- 調布市特別支援教育推進計画に基づいた取組を推進するとともに、医療的ケア児への対応に係る整備を進める。
- 地域と連携した小・中学生の運動機会の継続的な確保を図る。

成果指標 (現状値と目標値)

基本的取組	指標名	現行計画の基準値	次期計画の基準値	目標
05-1	「いじめはどんな理由があってもいけないこと」を理解した児童・生徒の割合 (左欄: 小学校, 右欄: 中学校)	95.2% 92.8% (H29)	96.2% 94.7% (R3)	✓
05-2	全国学力・学習状況調査(国語・算数(数学))における東京都の平均正答率を上回った各科目の合計ポイント数(左欄: 小学校, 右欄: 中学校)	-	4.0pt 5.0pt (R3)	✓
	「主体的・対話的に学習活動に取り組んだ」と考えた児童・生徒の割合(左欄: 小学校, 右欄: 中学校)	-	83.5% 78.6% (R3)	✓
05-3	東京都「児童・生徒体力・運動能力、生活・運動習慣等調査」における東京都(各学年・男女別)の体力合計点と市の体力合計点(左欄: 小学校, 右欄: 中学校)	▲2.5P ▲2.7P (H29)	▲3.9P 2.5P (R3)	✓
	体育の授業における、体力・運動能力向上の目標を立てている児童・生徒の割合	-	小学校 男68.0% 女61.6% 中学校 男57.8% 女61.6%	✓
05-4	通常の学級における、特別な支援が必要な児童・生徒のうち、「スクールサポーター等の外部支援による対応」、「通級による指導」及び「知的障害学級相当の指導」が必要な児童・生徒の数に対する個別指導計画の作成率(左欄: 小学校, 右欄: 中学校)	76.5% 53.7% (H30)	90.8% 62.8% (R3)	✓
05-5	コミュニティ・スクール導入校数	-	未設置 (R4)	✓
05-6	調布市防災教育の日の参加者数	29,935人 (H26~H30平均)	17,218人 (R3)	✓
05-7	耐用年数を基本に屋上防水・校舎の外壁・受変電設備が予防保全できている学校の割合(左欄: 屋上防水, 中欄: 外壁, 右欄: 受変電設備)	100% 100% 100% (H30見込)	100% 100% 100% (R3)	-

基本的取組の内容



新たな対応課題, 継続的な対応課題等

- 学習指導要領を踏まえた教員の指導力向上や教育環境の整備
- 学校における働き方改革の推進
- ★ コミュニティ・スクールの導入
- ★ ICT教育の推進
- ★ 医療的ケア児への対応
- 一人一人の個に応じた教育の支援・充実
- 学校施設の老朽化対策・不足教室対策
- 食物アレルギー対策

4つの施策推進, 成果向上の視点

デジタル技術の活用	GIGAスクール構想の実現(児童・生徒1人1台端末の活用等), 教育データの利活用(CBT, 学習eポータル等の活用等)
共創のまちづくり	デジタル技術を活用した食育の推進
脱炭素社会の実現	施設改修に合わせた省エネルギー機器の導入促進
フェーズフリー	コロナ禍などの社会情勢に柔軟に対応するための教育環境の整備

施策の方向

○青少年が次代を担う社会の一員として自覚と責任を持って社会生活をおくることができるよう、健全育成の場の提供、地域活動において活躍できる人材の育成や非行防止活動、自立支援について、家庭、学校、地域、行政が一体となった取組を推進します。

これまでの主な取組成果

【青少年の健全な成長の支援】
 ・地域と連携した健全育成の取組
 青少年問題協議会、青少年補導連絡会、健全育成推進地区委員会と連携・協力し、各種研修、街頭パトロール、ソフトボール大会、青少年表彰等を実施し、地域ぐるみで青少年の健全育成の取組を実施
 ・児童館における子どもの自主企画事業
 各児童館、青少年ステーションでは、コロナ禍においても感染症対策を講じながら、各種事業を行い、子どもたちの自主的な遊びや活動を支援

【青少年の居場所づくり】
 ・青少年ステーション（CAPS）の取組
 青少年が抱える悩みを相談できる相談員を配置し、相談事業によるサポート等を実施。
 ・放課後子供教室事業における取組
 全20施設で入退室管理システムを導入し、小学生の安全・安心な居場所の確保につなげた。（令和2年度）

【困難を抱える子ども・若者の支援】
 ・子ども・若者総合支援事業「ここあ」
 相談・居場所・学習支援の3事業の充実を図り、令和3年度には平成27年の開設以来最多となる1万818人が利用した。

<ここあの利用状況（延べ人数）>

年度	相談	学習支援	居場所	合計
R元年度	5257	2468	518	8243
R2年度	4787	2348	466	7601
R3年度	6249	3445	1124	10818

・「ここあ」の相談事業における他機関との連携
 困難を抱える子ども・若者の総合支援窓口として、個々に応じた相談支援を行うとともに、子ども・若者支援地域ネットワークを通して支援を行う機関・団体と連携を図った。

新たな対応課題、継続的な対応課題等

- 児童の健全育成
- 子ども・若者支援
- 子どもの居場所づくり
- ★ ダイバーシティ意識の醸成

次期計画4年間のポイント

- 社会生活を営む上で困難を抱える子ども・若者の自立支援に向け、「ここあ」及び「子ども・若者支援地域ネットワーク」を通じて、関係機関が子ども・若者支援に関する連携した取組を推進する。
- 児童館における民間活力の活用及び効果的・効率的な運営を推進する。
- 学童クラブと連携した、放課後子供教室事業の実施及び利便性の向上を図る。

成果指標（現状値と目標値）

基本的取組	指標名	現行計画での基準値	次期計画での基準値	目標
06-1	児童館における子どもの意見を具現化した取組の件数	—	—	↗
06-2	社会生活を営むうえで困難を抱える子ども・若者への支援に満足している市民の割合	—	—	↗

基本的取組の内容

06-1 青少年の健全な成長の支援

◇青少年の健全育成
 ・健全育成推進地区委員会や関係機関等と連携・協力し、青少年の健全育成を推進

◇地域で主体的に活動できる人材の養成
 ・各種リーダー養成講習会を実施し、地域で主体的に活動できる青少年の養成に取り組む

◇青少年の自主的な活動の支援
 ・青少年ステーションや青少年交流館、児童館等を活用し、青少年の自主的な活動を支援

◇児童の放課後等の居場所づくり
 ・児童館、学童クラブと連携した放課後子供教室事業の実施

06-2 困難を抱える子ども・若者の支援

◇困難を抱える子ども・若者の自立に向けた支援
 ・子ども・若者支援地域ネットワークを通じ、関係機関と連携した子ども・若者への総合的な支援の取組を推進

4つの施策推進、成果向上の視点

デジタル技術の活用	困難を抱える子ども・若者へオンラインでの相談対応
共創のまちづくり	児童館と地域等とのつながりの継続・発展
脱炭素社会の実現	自然と触れ合う事業の推進、SDGs教育の推進
フェーズフリー	平常時から地域ぐるみで健全育成に取り組み、災害時の地域内で助け合いができるよう備える

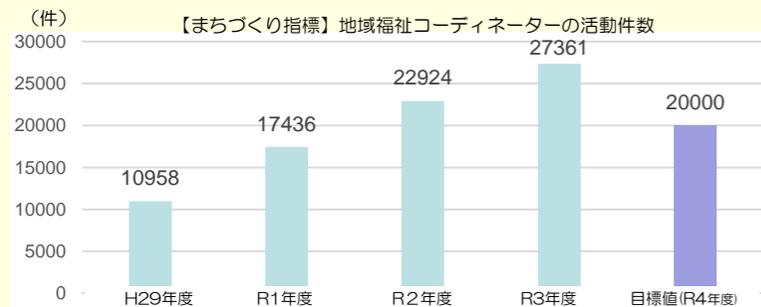
施策の方向

〇だれもが住み慣れた場所でいきいきとした生活を送ることのできるよう、豊かであたたかな地域で支え合うまちづくりを推進するとともに、市民主体の地域福祉の輪を広げます。

これまでの主な取組成果

〇地域におけるトータルケアの推進

- 「地域福祉計画」、「高齢者総合計画」、「障害者総合計画」の福祉3計画の有機的な連動により、福祉施策を展開
- 地域共生社会の充実につながるため、8つの福祉圏域全てに地域福祉コーディネーターを配置。活動件数は目標値である2万件を超え令和3年度は2万7361件となっている。
- 地域福祉コーディネーターを中心に、多様化・複雑化する地域の生活課題に的確に対応するため、関連機関と連携し、包括的な相談支援体制を整備するとともに、各福祉圏域における専門職等のネットワークの構築を推進
- 複合化・複雑化した課題や制度の狭間の問題に的確に対応するため、「相談支援包括化推進会議」において包括的な相談支援体制の構築等に向けた協議を実施
- 再犯防止推進計画の令和4年度の策定に向け、計画策定委員会にて具体的な検討を推進



〇地域福祉を担う人づくり

- 福祉人材育成センターでの研修や就職説明会等を通じ、専門性を備えた福祉人材の確保及び地域の福祉人材の育成を図った。

〇支え合いの地域づくり

- 住民や地域組織が運営している「ひだまりサロン」においては、コロナの影響を受けながらも、地域での支え合い体制が進展
- 地域福祉コーディネーターや地域支え合い推進員、ボランティアコーディネーター等が連携・状況共有を図り、地域における支え合いの体制づくりを推進



次期計画4年間のポイント

- 〇地域共生社会の充実に向けた取組や、団塊の世代の全てが後期高齢者となる2025年問題への対応を図るため、福祉3計画(地域福祉計画, 高齢者総合計画, 障害者総合計画)の施策を有機的に展開し、推進していくとともに、地域におけるトータルケアを推進していく必要がある。
- 〇8つの福祉圏域全てに配置した地域福祉コーディネーターによる取組を推進し、包括的な相談支援体制づくりを進める必要がある。
- 〇介護事業者等における専門的な人材の育成を図るとともに、福祉サービスの担い手となる市民の育成や参画を図る。
- 〇「成年後見制度の利用促進」や「再犯防止の推進」などの法や国の計画を踏まえた適切な対応を図っていく。
- 〇総合福祉センターの機能移転・駅周辺の機能の検討, 移転後の適切な運用

基本的取組の内容

07-1 地域におけるトータルケアの推進

◆包括的な相談支援体制の構築とコーディネーター機能の強化

- 8つの福祉圏域全てに配置した地域福祉コーディネーターを中心とし、複合化・複雑化した課題に的確に対応できるよう、地域と行政、専門機関等とのネットワークの構築推進と地域の生活課題を解決するコーディネート機能の強化を図る。

◇相談・支援機関のネットワークの構築

- 相談支援包括化推進会議において、様々な分野にわたる支援機関のネットワーク構築を推進し、包括的な相談支援体制を構築

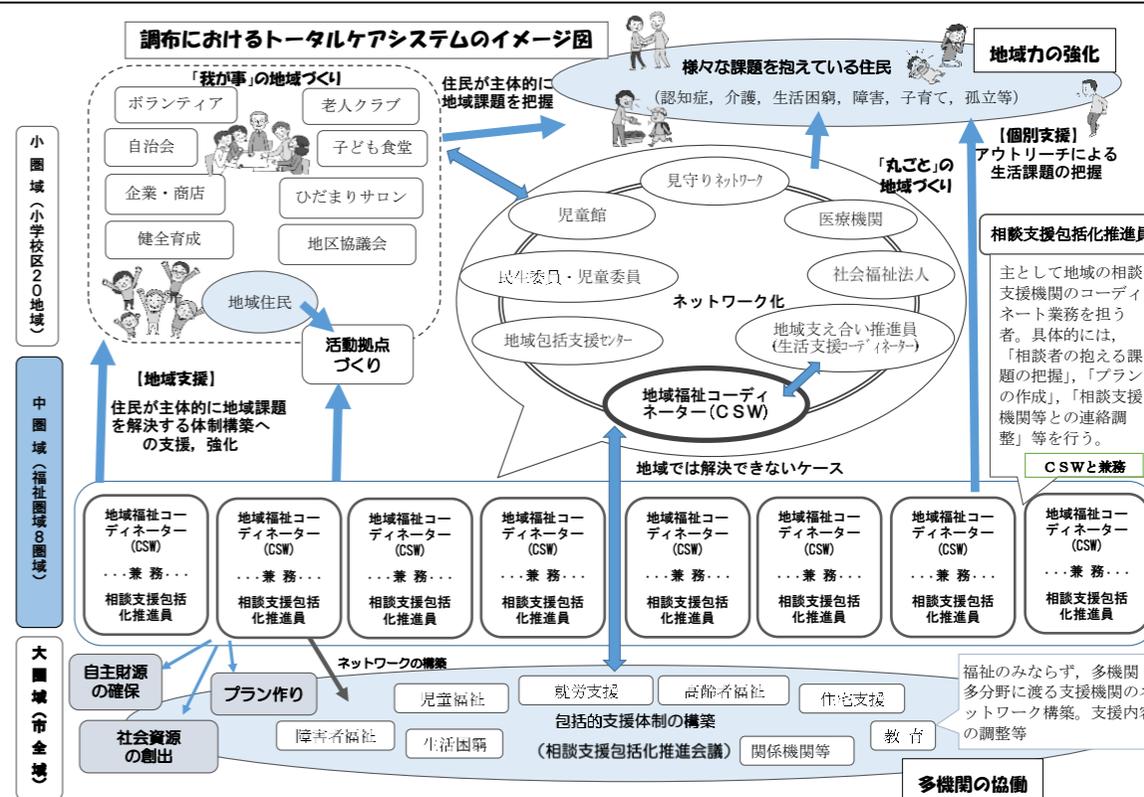
07-2 住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくり

◇住民主体の交流活動の場の拡充

- ひだまりサロン等の市民の主体的な交流活動の推進
- 各種活動団体間の交流機会を充実するなど、ネットワーク形成を推進

成果指標 (現状値と目標値)

基本的取組	指標名	現行計画での基準値	次期計画での基準値	目標
07-1	地域福祉コーディネーターの活動件数	1万958件 (H29)	2万7,361件 (R3)	↗
07-2	ひだまりサロンの活動件数	—	—	↗



◇地域課題の解決力の強化

- 住民の身近な地域で、住民が主体的に地域課題を把握し、解決を試みることができる体制の構築について、住民や関係機関と連携し支援
- 地域支え合い推進員と連携し、支え合いの地域づくりを推進
- 福祉人材センターを中心とした、担い手の発掘と育成を推進

新たな対応課題, 継続的な対応課題等

- ☆ 地域共生社会の充実につながる取組
- 地域におけるトータルケアの推進
- 地域福祉コーディネーター事業の推進
- 福祉人材育成の推進
- ★ 重層的支援体制の整備
- 8つの福祉圏域に基づく施策の推進
- 住民主体の交流活動
- ☆ 総合福祉センターの移転と新たな総合福祉センターの適切な運営
- ☆ ユニバーサルデザインのまちづくりの推進
- 再犯防止推進計画の進行管理

4つの施策推進, 成果向上の視点

デジタル技術の活用	デジタル技術を活用した交流の場
共創のまちづくり	多機関協働による包括的な相談支援体制の構築, 地域住民主体の交流活動の充実, 福祉人材確保・育成
脱炭素社会の実現	
フェーズフリー	地域福祉コーディネーターとの連携・情報共有, フェーズフリーの考えた方を取り入れた新たな総合福祉センターの整備

施策の方向

○高齢になっても、住み慣れた地域で安心して生きがいを持って暮らし続けられるよう、介護、介護予防、医療、生活支援、住まいが包括的、継続的に提供される地域包括ケアシステムの深化・推進を目指します。

これまでの主な取組成果

○地域包括ケアシステムの構築に向けた取組

- ・高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、地域の中の関係団体や専門機関、行政が連携し、地域包括ケアシステムの仕組みづくりを実施
- ・市内10か所の地域包括支援センターにおいて在宅医療・介護連携推進員（認知症地域支援推進員兼務）を配置し、医療・介護の連携支援、認知症やその家族などへの相談支援体制を強化
- ・令和3年度に地域包括支援センターの担当区域を福祉圏域に統合し、包括的な相談支援体制の構築に向けた基盤を整備

○認知症高齢者等への支援の充実

- ・地域包括支援センターに認知症地域支援推進員を配置し、認知症相談の充実と関係機関の連携を図った
- ・平成30年4月に設置した認知症初期集中支援チームを活用し、認知症の方の早期発見・早期対応の体制充実
- ・認知症検診（もの忘れ予防検診）実施に向け、医師会と協議

○支え合いの地域づくり

- ・生活支援体制整備事業について、市内全域を活動範囲とする第1層地域支え合い推進員の機能を市が担い、より市民に身近な生活圏域で活動する第2層地域支え合い推進員を4名に増員配置し、住民主体の支援活動のサポートをすることで、支え合いの地域づくりを推進（令和4年度中に6人に増員）

○医療と介護の連携

- ・平成22年度に設置された「ちょうふ在宅医療相談室」において、関係機関と連携を強化し、在宅療養に関する情報提供や相談体制を充実

○生活支援と介護予防の取組

- ・10筋トレーニングや各種講座・活動支援、リフレッシュ体操スクール等により高齢者の交流や健康づくり、フレイル予防事業を実施
- ・令和3年度から通いの場スタートアップ事業を開始し、住民主体の生活支援サービスの拡充に向けた取組を推進
- ・高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業を展開。国保データベース等を活用した課題把握や健康寿命延伸に向けた働きかけを実施

○介護保険事業の円滑な運営

- ・特別養護老人ホームや地域密着型サービス等の住環境の基盤整備について、需要と供給のバランスに配慮しながら、第8期高齢者総合計画に基づき、整備を推進

次期計画4年間のポイント

- 団塊の世代が全て後期高齢者となる2025年を見据え、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、介護、予防、医療、生活支援及び住まいのサービスを切れ目なく提供する「地域包括ケアシステム」の深化・推進を推進する。
- 地域包括ケアシステムの土台となる、自助・互助・共助・公助のバランスのとれた地域づくりを推進する。
- 支援が必要な高齢者に適切なサービスを届けるとともに、支え合いの地域づくりに効果的に取り組むために、8つの福祉圏域において、第2層の地域支え合い推進員の配置を継続・拡充する。
- 介護保険事業の円滑な運営及び第8期・第9期調布市高齢者総合計画に基づいた施設の整備を推進していく。

成果指標（現状値と目標値）

基本的取組	指標名	現行計画での基準値	次期計画での基準値	目標
08-1	地域包括支援センター利用者の満足度	—	—	↗
08-2	就労を含む社会参加している高齢者の割合	—	—	↗
08-3	要介護認定申請から決定までの日数	—	—	↗ ↗

基本的取組の内容

08-1 地域包括ケアのネットワークの強化

◇地域包括支援センターの機能強化

- ・地域包括ケアを推進する中核機関として、地域との連携を強化
- ・福祉圏域に応じた地域包括支援センターにおける体制整備
- ・在宅医療・介護連携推進員と認知症地域支援推進員の継続配置・事業実施

◇医療と介護の連携強化

- ・「ちょうふ在宅医療相談室」の充実
- ・医師会等と連携した、相談・支援や連携体制づくりの推進

◇認知症高齢者等への支援の充実

- ・認知症の早期発見・早期対応のための体制整備、相談支援体制強化、ネットワーク構築

◇在宅生活を支えるサービスの充実

- ・配食サービス、緊急通報システム等の提供

◇ケアラー支援の強化

- ・家族を始めとした介護者（ヤングケアラーも含む）の身体的・精神的負担を緩和するための支援強化・関係機関等との連携

◇見守りネットワークの推進

- ・見守りネットワークの継続実施と、協定・協力団体との連携強化

08-2 生活支援の充実と介護予防の取組

◇社会参加と生きがいづくり

- ・シルバー人材センター・ゆうあい・老人クラブ等への支援
- ・新しい生活様式に対応した地域における高齢者の社会参加の促進

◇健康づくり・介護予防の推進

- ・CDC（調布・デジタル・長寿）運動の推進
- ・多世代交流の場につながる常設通いの場の整備

◇介護予防・日常生活支援総合事業の展開

- ・生活支援体制整備事業の推進
- ・全福祉圏域への地域支え合い推進員の配置（増員）

◆高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施

- ・高齢者の心身の多様な課題に対応し、きめ細かな支援のため、各種取組を推進

08-3 介護保険事業の円滑な運営

◇介護保険事業の円滑、適正な運営

- ・利用者への情報提供や支援、介護サービスの質の向上、介護給付の適正化、介護保険サービス利用枠の負担軽減
- ・介護認定事業の円滑な運営

◇地域密着型サービス等の整備

- ・市内におけるサービス需要と供給のバランスに配慮しながら、地域密着型サービス等の基盤整備を促進

◇サービスの質の向上への取組

- ・利用者が安心してサービスを受けられるよう、関係機関との連携強化や介護人材の確保・育成を推進

新たな対応課題、継続的な対応課題等

- 地域包括ケアの推進
- 社会参加と生きがいづくり
- 健康づくり・介護予防の推進
- 福祉人材の育成 高齢者の保健事業と介護予防の一体的取組
- 老人憩の家の今後の在り方の検討 認知症施策の充実
- 住環境の基盤整備 8つの福祉圏域に基づく施策の推進
- ケアラー（介護者）支援の充実

4つの施策推進、成果向上の視点

デジタル技術の活用	CDC事業、デジタルディバイド解消、オンラインを活用したフレイル予防・交流・相談支援等、AI活用のケアプラン作成
共創のまちづくり	多機関連携による包括的支援体制の整備、地域での高齢者見守り、CDC事業、高齢者就労の場確保、スマートフォン講習会
脱炭素社会の実現	
フェーズフリー	各所管施設におけるフェーズフリー化促進、日頃のフレイル予防や交流を避難生活での健康に繋げる

施策の方向

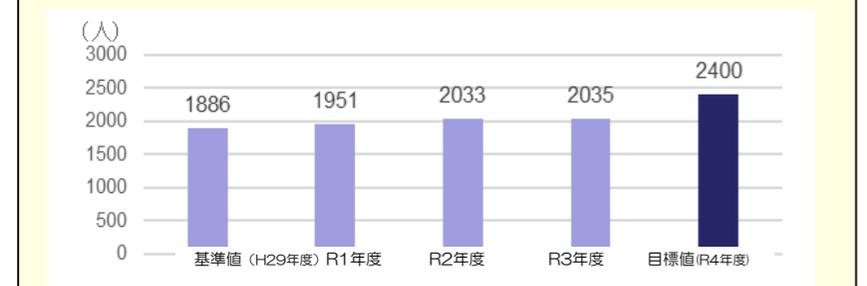
○障害者に、一人一人のニーズに応じた支援、ライフステージを通じた生涯支援を行い、共に暮らす地域社会の実現を目指す中で、その人らしい自立した生活の充実を図ります。

これまでの主な取組成果

- 福祉のまちづくりの推進・共生社会の充実
- ・「パラハートちょうふ」を標榜し、様々な障害に対する理解を深め、共生社会の充実につながる取組を実施
 - ・令和3年度から、12月の1箇月間を「パラハート月間」と位置付けて啓発活動を実施

- 地域で生活する障害者の支援
- ・障害者就労支援センター「ちょうふだぞう」及び就労支援室「ライズ」において、障害者の就労支援や生活支援など、幅広い支援を実施
 - ・障害者相談支援事業所やこころの健康支援センターの相談窓口等において、相談支援体制を整備
 - ・地域生活支援拠点を整備し、関係機関での連携を実施

【まちづくり指標】障害者相談支援事業、こころの健康支援センターの相談利用者数



- 医療的ケアの支援体制整備
- ・医療的ケアを要する障害児・者への支援のため、障害福祉課に看護職を配置し、医療と福祉の両面における支援を実施。あわせて、関係者連絡会を行った。

- 余暇活動の充実
- ・主に重度知的障害のある方を対象とし、余暇活動の充実、運動不足の解消、家族の負担軽減を図る「ほりで〜ぷらん」を開催。また、FC東京の協力を得て、「あおぞらサッカースクール」を実施。イベント開催に当たっては、ボランティアや地域住民等の協力を得ることで障害理解の推進を図ることも目的としている。

- 障害者が住み続けられる環境づくり
- ・知的障害者のグループホームや重度障害者等のグループホームの計画的な開設

- パラリンピックレガシーの創出
- ・誰もが暮らしやすいまちづくりのため、「地域共生推進ふれあい商店等補助事業」を実施し、市内商店等のバリアフリー化促進

次期計画4年間のポイント

- どんな障害があっても安心して地域で暮らすことができるよう、多様な形態の通所事業所やグループホーム等を整備する。
- 医療的ケアを含め、各家庭環境にあわせた支援を行うとともに、障害者を地域で支える体制づくりを推進する。
- 東京2020大会の開催を契機として、障害者スポーツの普及とともに、障害者の余暇活動支援の充実や心のバリアフリーなど、パラレガシーを継承しつつ、共生社会の充実を図り、福祉のまちづくりを推進する。

成果指標 (現状値と目標値)

基本的取組	指標名	現行計画での基準値	次期計画での基準値	目標
09-1	障害者相談支援事業、こころの健康支援センター、子ども発達センターの相談利用者数	—	—	↗
09-2	年度末の継続就労者数	—	—	↗
	施設に通所している障害者数	—	—	↗
09-3	障害者が住みやすい地域だと感じている割合	83.8% (H30)	—	↗

基本的取組の内容

09-1 包括的な支援体制の充実

- ◇相談等支援体制の強化
- ・基幹相談支援センターを中心として、複数の相談支援事業所と情報や課題を共有するなど連携の体制を強化し、地域生活支援拠点としての機能の充実を図る
 - ・緊急時に適切なサポートが受けられるよう、相談窓口の設置、緊急時のショートステイ、地域のネットワーク体制の整備などを推進

- ◇発達相談及び早期療育体制の充実
- ・障害や発達の遅れ、かたよりに関する相談に対し、早期に適切な療育へつなげる
 - ・子ども発達センターの支援体制の充実

- ◇障害福祉サービスによる生活支援
- ・障害者のショートステイの充実などの日常生活の支援や、コミュニケーション支援の充実など、障害者のニーズや法に基づき、きめ細かなサービスを提供

- ◆障害のある家族がいる家庭への支援
- ・障害者・その家族の高齢化に伴う介護負担の軽減

- ◇医療的ケアの支援体制整備
- ・医療的ケアを必要とする障害児(者)への支援のため、関係機関との連携のほか、医療と福祉両面からのコーディネートやサービス事業所の受入・対応等の支援を強化、担い手育成

09-2 一人一人にあった就労・社会参加支援の充実

- ◇障害者の就労及び就労定着支援の充実
- ・障害者を雇用する市内事業者を支援
 - ・新たな障害者就労支援拠点となる通所施設の整備
 - ・障害者就労支援センターを中心に、関係機関等と連携を図り就労と定着を支援。本人の望む働き方の実現を支える。

- ◇余暇活動支援の充実
- ・障害者の余暇を充実させる取組の推進
 - ・重度の障害者でも休日に活動できる場の整備
 - ・パラスポーツの場の整備・普及

09-3 住み続けられる地域づくり

- ◆重度障害者施設の整備
- ・重症心身障害者(医療的ケアを含む)施設の整備
 - ・重度知的障害者施設の整備

- ◇地域生活に向けた基盤整備
- ・グループホーム等の設置・運営支援
 - ・地域における居住の場の確保

- ◆共生社会の充実に向けた取組の推進
- ・パラレガシーを継承しながら、障害理解の促進や障害者差別解消法の普及啓発を推進
 - ・市内商店等のバリアフリー化促進・アクセシビリティ向上

新たな対応課題、継続的な対応課題等

- | | |
|---|--|
| <input type="checkbox"/> 医療的ケアの支援体制整備 | <input type="checkbox"/> 福祉人材の育成 |
| <input type="checkbox"/> 相談・就労支援・社会参加支援 | <input checked="" type="checkbox"/> 重度障害者施設整備 |
| <input type="checkbox"/> 多様な居住の場の確保 | <input checked="" type="checkbox"/> 障害者とその家族の高齢化 |
| <input type="checkbox"/> 共生社会の充実・障害理解の促進 | <input type="checkbox"/> 他機関連携による相談支援 |
| <input type="checkbox"/> 8つの福祉圏域に基づく施策の推進 | |
| <input type="checkbox"/> ケアラー(介護者)支援の充実 | |

4つの施策推進、成果向上の視点

デジタル技術の活用	デジタル技術を活用した相談支援、障害者デジタルディバイド解消
共創のまちづくり	多機関連携による相談支援体制整備、地域住民やボランティアの協力による余暇活動の充実、障害者就労の場の確保
脱炭素社会の実現	
フェーズフリー	要支援者の災害時支援、障害者施設におけるフェーズフリー化推進

施策の方向

○生活保護に至る前の生活困窮者の早期把握に努め、本人の状態に応じた適切な支援を行うとともに、生活保護制度の適正な運用により健康で文化的な最低限度の生活を保障し、自立に向けて継続的な支援を実施していきます。

これまでの主な取組成果

○生活困窮者対策

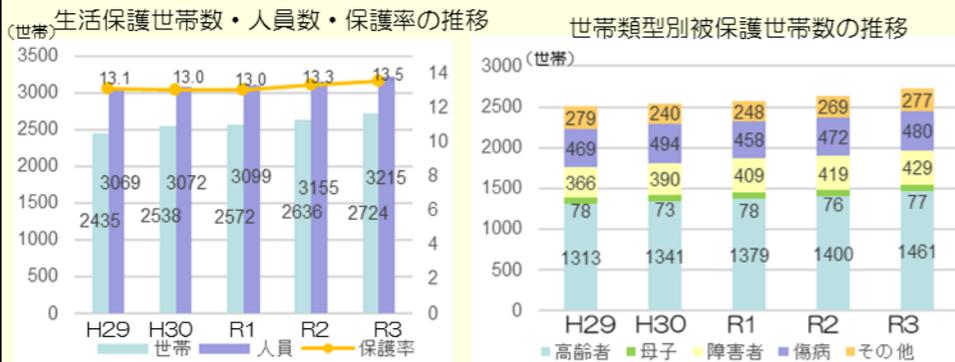
- 生活困窮者自立支援法施行に伴い、ワンストップ型相談窓口「調布ライフサポート」にて、相談や就労支援等を一体的に実施
- 離職等により経済的に困窮した方に「住居確保給付金」制度の活用ができるよう支援を実施
- 子ども・若者総合支援事業「ここあ」において、生活困窮世帯や生活保護受給世帯の中学生を対象に学習支援を実施



「調布ライフサポート」チラシ

○被保護世帯の推移

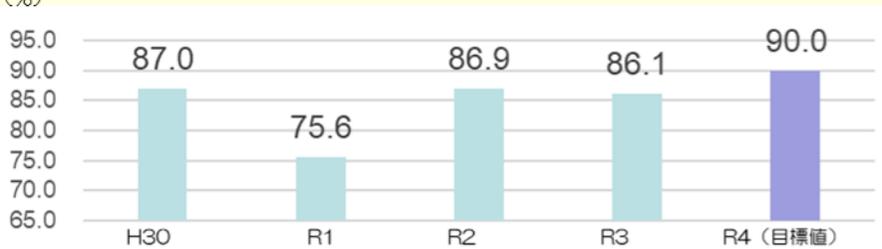
- 生活保護を必要とする世帯は近年微増傾向で推移
- 世帯類型別に見ると、高齢化の進行等を背景に、高齢者世帯が増加



○生活保護の適正な実施と自立に向けた支援

- これまで「漏給防止」、「濫給防止」、「自立支援」を柱に適正な保護を実施
- ハローワーク等と連携し生活保護者の就労支援に取り組み、就労に結び付いた人数や自立した世帯数は増加傾向
- 生活困窮者の相談窓口として、社会福祉協議会と連携し、令和2年度から「調布市生活ほっとあんしん相談事業」実施

【現基本計画のまちづくり指標】就労支援対象者のうち、就労・増収した者の割合



次期計画4年間のポイント

- 生活困窮者の自立に向けたより一層の取組の推進が求められる。
- 生活保護に至る前の生活困窮者の自立支援や低所得者・離職者支援を引き続き推進する。
- 生活保護制度の適正な運用により、健康で文化的な最低限度の生活を保障する。
- 生活保護受給者の就労支援及び日常生活や社会生活における自立支援を充実する。
- コロナ禍等による国内経済の先行きの不透明感がある中で増加も予測される生活困窮者の相談に連携し対応する。

基本的取組の内容

10-1 生活困窮者の自立支援

◇生活困窮者に対する支援

- 生活困窮者からの相談へのきめ細かな対応及び相談体制の強化・各事業の周知
- ワンストップ型相談窓口「調布ライフサポート」において、生活困窮者の相談支援のほか、支援プランの作成や就労支援を実施
- 新型コロナウイルスや物価高騰の影響等により増加する各事業の利用者への迅速な対応
- 生活困窮者からの複雑化する相談に対して、ニーズを捉えた適切な対応

◇生活困窮世帯等の子どもの学習支援

- 子ども・若者総合支援事業「ここあ」において、生活困窮世帯や生活保護受給世帯の中学生を対象に学習支援を実施するとともに体制を強化

10-2 生活保護制度に基づく適正な保護と自立支援

◇生活保護制度の適正運用の推進

- 最後のセーフティネットとして、生活保護制度を適正に運用
- 医療扶助の適正化や資産調査等の取組を強化

◇就労支援の充実

- 専門支援員がハローワーク等の関係機関と連携を図り、生活保護受給者の就労に関する相談・支援を強化

◇社会的な自立に向けた体制づくりの推進

- ケースワーカーが関係機関と連携し、きめ細かな訪問活動を行うほか、自立支援プログラム等の支援を実施
- 「調布市生活ほっとあんしん相談事業」の実施及び社会福祉協議会との連携強化による支援体制の充実

成果指標（現状値と目標値）

基本的取組	指標名	現行計画での基準値	次期計画での基準値	目標
10-1	就労支援対象者のうち、就労・増収した者の割合	87.0% (H29)	86.1% (R2)	↗
10-2	就労支援事業等の参加者のうち、就労・増収した者の割合	46.1% (H29)	58.5% (R2)	↗

4つの施策推進、成果向上の視点

デジタル技術の活用	オンラインを活用した相談支援の実施
共創のまちづくり	地域の多様な主体による支え合い体制の整備(共助)、大学との連携による学習支援
脱炭素社会の実現	
フェーズフリー	日頃の人材育成により、災害時(後)も困窮者へ迅速な対応を実施

新たな対応課題、継続的な対応課題等

- 生活困窮者対策
- 生活保護受給者の就労支援・自立支援
- ☆ コロナ禍を踏まえた生活困窮者への対応

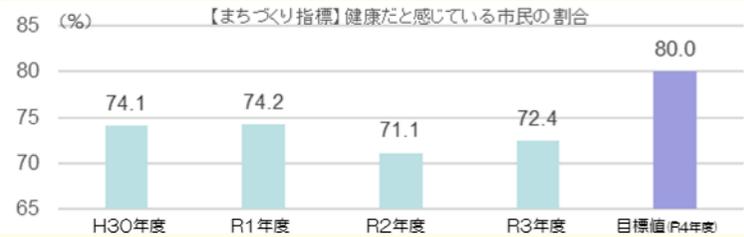
施策の方向

○市民が主体的に取り組む地域健康づくりや疾病予防を推進するとともに、疾病の早期発見・早期治療体制・重症化予防を充実します。また、医療保険制度改革に適切に対応して保健行政の推進を図ります。

これまでの主な取組成果

○地域健康づくりの推進

・調布市民健康づくりプラン（第3次）・調布市食育推進基本計画（第3次）に基づき、庁内で連携を図りながら、市民の自主的な健康づくり活動の支援や、学校や保育園・幼稚園、企業等と連携した食育の取組を推進



○受動喫煙防止対策の強化

・市民の受動喫煙防止のため、調布市受動喫煙防止条例を令和元年7月から施行し、周知啓発のため、リーフレットを全戸配布。また、医師会等関係機関の協力のもと、子どもの防煙教育等を実施
・受動喫煙ゼロの店登録事業を継続実施



○妊娠期から子育て期の切れ目ない支援

・「ゆりかご調布事業」や産後ケア事業等各種取組の実施により、妊産婦・乳幼児・保護者の心身の健康の保持・増進を図った
・多胎児家庭が安心して子育てできるよう相談支援事業を実施

○早期発見・早期治療・重症化予防

・風疹の追加的対策として抗体価の低い男性への予防接種実施、高齢者用肺炎球菌予防接種の対象年齢拡大の経過措置適用等によって重症化予防に寄与
・がんの早期発見、早期治療を目的とした各種がん検診等実施
・医師会やアフラック(株)と連携したがん検診受診啓発

○新型コロナウイルス感染症への対応

・国や都の方針や取組と連動しながら新型コロナウイルス感染拡大防止に資する取組を実施
・新型コロナ自宅療養者支援センターを設置し、食料等支援、電話連絡等を行うことで自宅療養者を支援
・医師会等関係機関の協力のもと、新型コロナワクチンの安全かつ安心な接種を実施

○自殺対策の推進

・調布市自殺対策計画に基づき、相談支援体制を強化するとともに、地域ネットワークの構築を図った

○国民健康保険事業の適切な運営

・特定健康診査受診率の向上や、ジェネリック医薬品の普及促進など、保健・医療等の分野と連携して医療費適正化を推進
・国保税の収納率向上に取り組むとともに、令和3年10月に市税及び国保税収納事務一元化を実施

次期計画4年間のポイント

- 健康づくりプラン及び食育推進基本計画に基づく健康づくりと食育のさらなる推進が必要。
- 受動喫煙の健康被害から市民等を守るため、3師会と連携し全庁的な受動喫煙防止対策を進める。
- 妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援の充実に向け、事業の推進と庁内連携の充実が必要。
- 自殺対策を総合的・効果的に推進できるよう、市民や関係機関等との連携強化を図る。
- 新型コロナウイルス等新たな感染症への適切な対応を引き続き実施する必要がある。
- 高齢者の多様な課題に対応するため、保健事業と介護予防の一体的実施の取組を推進する。
- 東京都国民健康保険運営方針に則った取組の推進

成果指標（現状値と目標値）

基本的取組	指標名	現行計画での基準値	次期計画での基準値	目標
12-1	健康だと感じている市民の割合	74.1% (H30)	72.4% (R3)	↗
	マイナポータルのぴったりサービス、PHRを利用している市民の割合	—	—	↗
12-2	定期的ながん検診を受けている人の割合	58.0% (H30)	50.8% (R3)	↗
	市実施以外の検診を受診している人の割合	—	—	↗
12-3	特定健康診査の受診率	54.0% (H29)	51.1% (R3)	↗

基本的取組の内容

◇市民の健康づくり活動の支援

- ・調布市民健康づくりプランに基づく、健康講座や出前講座の実施
- ・市民が自主的に行う健康づくり活動の支援を推進
- ・マイナポータルの「ぴったりサービス」を利用した健（検）診や予防接種の記録の閲覧など市民への健康情報の提供

◇食育の推進

- ・調布市食育推進基本計画に基づき、食育の推進

◇受動喫煙防止対策の推進

- ・調布市受動喫煙防止条例の適切な運用と、調布市医師会等関係機関との連携のもと、受動喫煙防止対策を推進

◆歯と口腔の健康づくりの推進

- ・調布市歯科医師会との連携による歯と口腔の健康づくりの推進

◇自殺対策の推進

- ・調布市自殺対策計画に基づき、市民や関係機関等との連携を強化し、地域ネットワークの構築を図り、総合的かつ効果的な自殺対策を推進

◆高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施

- ・高齢者の心身の多様な課題に対応し、きめ細かな支援のため、各種取組を推進

12-1 からだとこころの健康づくりの推進

12-2 疾病の早期発見・早期治療体制・重症化予防の充実

◆総合的ながん対策の推進・調布市がん対策推進条例の推進

- ・調布市医師会、アフラック(株)との連携によるがん検診の総合的な対策の推進
- ・各種がん検診などの充実や様々な媒体を通じた受診率の向上のための普及・啓発活動等
- ・がん患者やその家族に対する相談体制の整備

◇かかりつけ医等の普及定着の促進

- ・医療機関等との連携を図り、症状に応じた適切な医療サービスを身近な地域で提供する「かかりつけ医」等の普及や定着に向けた取組を推進

◆健康危機管理対策

- ・新たな感染症への対応などを含めた健康危機管理対策の検討・実施

12-3 国民健康保険事業等の実施

◇生活習慣病の発症・重症化の予防

- ・特定健診・特定保健指導の受診率等の向上

◇国民健康保険財政の健全化の推進

- ・レセプト点検やジェネリック医薬品の普及促進
- ・国保財政健全化計画における国保税率改定

4つの施策推進、成果向上の視点

デジタル技術の活用	DX活用の健康づくりの取組・周知啓発, RPA等活用給付・医療費の適正化, デジタル活用の母子事業
共創のまちづくり	アフラック生命保険(株)との連携による啓発や相談体制整備, スマートシティ推進の取組
脱炭素社会の実現	食育の推進, 健康増進に繋がる徒歩や自転車利用の促進
フェーズフリー	普段の習慣や体力作りが避難生活での健康にも繋がる(健康づくり), 災害時医療救護体制, 感染対策用品ローリングストック

新たな対応課題、継続的な対応課題等

- 受動喫煙対策の推進
- 自殺対策の推進
- がん検診受診率の向上
- 食物アレルギー対策
- 妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援の充実
- ☆ 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施
- ★ 歯と口腔の健康支援
- ★ がん等疾病に罹患した場合の支援
- ☆ 新型コロナ感染症への対応
- ★ 健康危機管理